

感染症による登園のめやす一覧

保育所における感染症対策ガイドライン（2023年改訂版）

社会福祉法人 恵和会

①医師による意見書が必要な感染症

感染症名	登園のめやす	医師による意見書	登園届
インフルエンザ	発症日の翌日から5日経過し、かつ解熱した翌日から3日を経過していること	△	○ 「治癒報告・登園届」
麻疹(はしか)	解熱した翌日から3日を経過していること	○	×
風しん (三日はしか)	発しんが消失していること	○	×
水痘 (水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮(かさぶた)化していること	○	×
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	○	×
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消えた後2日を経過していること	○	×
流行性角結膜炎 (はやり目)	充血・目やに等の結膜炎の症状が消失していること	○	×
百日咳	特有の咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること	○	×
急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認められること	○	×

②医師の診断を受け、保護者による登園届が必要な感染症

感染症名	登園のめやす	医師による意見書	登園届
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として、5日を経過すること	△	○
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間以上経過していること (診断された翌日は休む)	△	○
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること (咳が数分に1回出ている場合は休む)	△	○
手足口病	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	△	○
伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態がよくなっていること	△	○
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	△	○
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	△	○
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなっていること	△	○
突発性発疹	解熱し、機嫌がよく全身状態がよくなっていること	△	○

【医師による意見書および登園届について】

○・・・必要 △・・・あれば尚可 ×・・・不要

上記の感染症にかかった場合は、出席停止期間を過ぎるまで登園できません。園での流行状況を知るため、必ず受診結果をご連絡ください。

①は登園の際、医師の書面による意見書が必要です。インフルエンザについては「インフルエンザ治癒報告・登園届」を登園時に提出してください。

②は医師が感染の恐れがないと認めるまで出席停止で、園用の登園届を保護者の方が記入し、登園時に提出してください。